

千葉市新庁舎整備工事

入札説明書

千葉市

平成30年8月20日

目次

第 1	入札説明書の位置付け	1
第 2	工事概要	1
1	工事名称	1
2	公共施設の管理者の名称	1
3	公共施設等の概要	1
4	工期	2
5	発注方式	2
6	工事の範囲	3
7	入札手続き	3
8	法令等の遵守	4
第 3	入札参加に関する条件等	4
1	入札参加者の構成等	4
2	参加資格の確認	7
3	予定価格等	8
4	代金の支払条件	8
第 4	落札者の決定	8
1	落札者の決定	8
2	契約手続等	10
第 5	入札の手続等	10
1	入札の手続	10
2	入札参加に関する留意事項	15
第 6	提出書類	17
第 7	その他	17
別紙 1	用語の定義	18
別紙 2	代金の支払条件	20
1	前払金	20
2	中間前払金	20
3	部分払	20
4	各年度の支払限度額	20

別紙 3	提案の不履行時の違約金等.....	21
1	提案不履行時の考え方.....	21
2	工事成績評定の減.....	21
3	違約金の支払い.....	21
4	提案の虚偽等によるペナルティ.....	22
別紙 4	誓約書.....	23

第1 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、千葉市（以下「市」という。）が、千葉市新庁舎整備工事（以下「本工事」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するに当たり、入札参加希望者に配布するものである。本工事に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、以下の別添資料は、本入札説明書と一体のものである（以下、本入札説明書と別添資料1～6をあわせて「入札説明書等」という。）。したがって、VE提案書・入札書・技術提案書の作成に当たっては入札説明書等を精読のうえ、遺漏の無いようにすること。

別添資料1：千葉市新庁舎整備工事要求水準書

別添資料2：千葉市新庁舎整備工事基本設計図書

別添資料3：千葉市新庁舎整備工事落札者決定基準

別添資料4：千葉市新庁舎整備工事VE提案実施要領

別添資料5：千葉市新庁舎整備工事様式集（以下、「様式集」という）

別添資料6：千葉市新庁舎整備工事契約書（案）

第2 工事概要

1 工事名称

千葉市新庁舎整備工事

2 公共施設の管理者の名称

千葉市長 熊谷 俊人

3 公共施設等の概要

昭和45年に竣工した千葉市の現庁舎（既存本庁舎及び議事堂棟）は、防災面、分散化・狭隘化、老朽化などの課題を抱えていることが明らかになったことから、平成35年度（2023年度）の供用開始を目指し、実施設計と建設工事を一括で発注する方式により、新庁舎の建設に着手することとした。

庁舎に求められる行政機能は、「千葉市新庁舎整備基本構想」（平成26年11月、千葉市）において「通常時における市政運営の拠点」、「非常時における本庁の役割」として整理されており、下記のとおり、3つの新庁舎整備の基本理念が定められている。

1. 人口構成や社会ニーズなど将来の変化に柔軟に対応できるような新庁舎整備を進めていきます。
2. 政令指定都市における本庁舎として、通常業務の遂行性に優れた新庁舎整備を進めていきます。
3. 非常時においても状況の変化に柔軟に対応できる、業務継続性を備えた新庁舎整備を進めていきます。

また、基本理念を実現するため、3つの「本庁舎のあるべき姿」が定められている。

将来の変化への柔軟性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の人口構成や社会ニーズの変化に対応できる庁舎 ・ 長期間にわたり効率的に使い続けることができる庁舎
通常業務の遂行性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や事業者にとって使いやすく、利便性や機能性に優れ、環境にも配慮した庁舎 ・ 優れたセキュリティを持ち、安全に業務遂行できる庁舎
非常時の業務継続性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震をはじめ、災害に強い構造を備えた庁舎 ・ 非常時の業務継続機能を備えた庁舎

本工事は、「新庁舎整備の基本理念」および「本庁舎のあるべき姿」を踏まえ、平成29年10月に策定した基本設計をもとに、新庁舎の整備を行うものである。

なお、現在の千葉市役所本庁舎の敷地は約4haあり、新庁舎の整備後も、敷地の一部（1ha強）は将来において有効利用の可能性のある用地（将来活用検討地）として残すよう計画している。

基本設計終了時における新庁舎の計画概要は、図表1-1に示すとおりである。なお、詳細は「別添資料1：千葉市新庁舎整備工事要求水準書」で示す。

図表1-1 基本設計における新庁舎の計画概要

敷地面積	約29,000㎡（現庁舎敷地：39,680.95㎡）	
新庁舎	主要用途	庁舎
	建築面積	約6,800㎡
	延床面積	約49,400㎡
	階数	地上11階
	高さ	約53m
	構造種別	鉄骨造（基礎免震構造）

4 工期

工期は、契約締結日の翌日から平成37年11月28日までとする。

なお、部分引渡しの日は要求水準書を参照のこと。

5 発注方式

発注方式は、民間事業者の新技术の活用、創意工夫や多様な技術提案によって、市庁舎としての品質確保と工期遵守を図ることを目的に、受注者が実施設計と建設工事を一括して実施する実施設計付建設工事とする。

6 工事の範囲

本工事の業務範囲は、下記のとおりとするが、詳細は「別添資料 1：千葉市新庁舎整備工事要求水準書」を参照すること。

本 工 事	施 工 業 務	先行解体工事等	新庁舎（「基本設計図書」7. 基本設計図の配置図に示す新庁舎のことをいう。）を施工するために必要な業務で既存本庁舎の一部及び【別紙9】「解体工事資料」に示す範囲の既存施設の先行解体、並びに、先行盛替、工事期間中の駐車場の仮設整備及び仮設車庫等を施工するために必要な一切の業務をいう。
		新庁舎建設工事等	新庁舎を施工するために必要な一切の業務で先行解体工事等以外のものをいう。
		外構工事等	既存本庁舎及び議事堂棟等の解体、外構、植栽及び付属施設を施工するために必要な一切の業務をいう。
	設計業務	施工業務のために必要となる設計及びその設計を行うために必要な一切の業務をいう。	
	工事監理業務	施工業務に係る建築士法第2条第8項に規定する工事監理を行うために必要な一切の業務をいう。	

7 入札手続き

本工事の入札に係る手続き及びスケジュールは、次のとおりとする。

日 付	内 容
平成 30 年 8 月 20 日（月）	入札公告（入札説明書等の公表）
平成 30 年 8 月 20 日（月）～8 月 31 日（金）	質問の受付
平成 30 年 9 月 14 日（金）	質問回答の公表
平成 30 年 8 月 20 日（月）～10 月 1 日（月）	入札参加申請期間
平成 30 年 10 月 9 日（火）	参加資格確認結果の通知
平成 30 年 10 月 10 日（水）～10 月 12 日（金）	VE提案書の受付
平成 30 年 11 月 6 日（火）	VE提案の採否決定通知
平成 30 年 11 月 8 日（木）	VE提案辞退願の提出期限
平成 30 年 11 月 13 日（火）まで	VE提案辞退願への回答
平成 30 年 11 月 19 日（月）～11 月 26 日（月）	入札書及び技術提案書の受付
平成 30 年 12 月下旬頃	ヒアリング
平成 31 年 1 月 8 日（火）	開札
平成 31 年 1 月下旬	落札者の決定及び公表
平成 31 年 1 月下旬	仮契約締結
平成 31 年 3 月中旬	契約の締結の承認に係る議会の議決

※ なお、スケジュールを変更する場合には、市のホームページで公表するため、適宜、下記アドレスを参照すること。

<http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shinchosha/shinchosha-nyuusatukoukoku.html>

8 法令等の遵守

事業者は、本工事の実施に当たり、設計業務、工事監理業務、施工業務の提案内容に応じて関係法令、関係規定を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本工事の要求水準と照らし合わせて適宜適用すること。

第3 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

政府調達協定一般競争入札に参加を希望する者（以下、「入札参加者」という。）は、単体企業又は特定建設工事共同企業体（特定の建設工事の施工を目的として結成され当該工事の完了、引渡しにより解散する共同企業体をいう。以下「共同企業体」という。）として次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 政府調達協定一般競争入札に参加する者に関する事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

- (イ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (ロ) 本工事の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (ハ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
- (ニ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- (ホ) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (ヘ) 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
- (ニ) 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (ホ) 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者
- (ケ) 本工事に係るDB事業者選定アドバイザー業務委託の受託者（協力企業を含む。）又は当該受託者と資本金若しくは人事面において関連がある者

※ 本工事に係るDB事業者選定アドバイザー業務委託の受託者及びその協力企業は以下の企業である。

PwCアドバイザー合同会社
株式会社日総建
株式会社隈研吾建築都市設計事務所
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
竹澤建築設計工房

※ 「資本金面において関連がある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員

を兼ねている者をいう（以下同じ。）。

- ※ なお、市と入札参加者が本工事に係る契約を締結した後、本工事の実施に関して入札参加者から業務を受託し又は請け負うことを予定している者を協力企業とする（入札参加者から直接、業務を受託し又は請け負うことを予定している者に加え、協力企業から業務を受託し又は請け負うことを予定している者を含む）。協力企業は入札参加者としなが、上記(ケ)及び下記(コ)の者は、受注者の協力企業になることもできないので留意すること。

(コ) 千葉市本庁舎整備検討委員会（以下、「検討委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者

(ク) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金）への加入義務がある者にあつては、社会保険等に未加入のもの

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に定める許可及び同法第27条の23第1項に定める経営事項審査（審査基準日から1年7か月以内のものに限る。）を建築一式工事で受けている者で、平成30・31年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿において、建築一式工事の等級Aに格付されているもの

(2) 単体企業に関する事項

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に定める建築士事務所の登録を受けている者で、平成30・31年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿において、建築関係建設コンサルタントに登録されているもの

イ 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において有効期限内で最新の総合評定値（P）が、建築一式1,200点以上の者

ウ 統括代理人を本工事に配置できる者

※ なお、統括代理人は常時3か月以上の雇用関係にあること。

エ 現場代理人を本工事に常駐で配置できる者

※ なお、現場代理人は常時3か月以上の雇用関係にあること。

オ 監理技術者を本工事に専任で配置できる者

※ なお、監理技術者は常時3か月以上の雇用関係にあること。

カ 一級建築士の実務経験を13年以上有する技術者を設計主任技術者として配置できる者

※ なお、設計主任技術者は常時3か月以上の雇用関係にあること。

キ 一級建築士の実務経験を13年以上有する技術者を工事監理主任技術者として配置できる者

※ なお、工事監理主任技術者は常時3か月以上の雇用関係にあること。

ク 過去15年間に完成し引渡しの済んだ、免震構造かつ延床面積49,000㎡以上の庁舎又は事務所の実施設計業務委託を元請けとして履行した実績を有する者

ケ 過去15年間に完成し引渡しの済んだ、免震構造かつ延床面積49,000㎡以上の庁舎又は事務所の新築工事を元請けとして施工した実績を有する者

(3) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の構成員は、5者以下とする。

イ 結成方法は、自主結成とする。

ウ 共同企業体の構成員の組合せは、構成員の中から代表する企業（以下「代表構成員」という。）の資格要件を満たす者と、その他の構成員の資格要件を満たす者との組合せとする。ただし、本工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

※ なお、代表構成員が本入札説明書で定める本工事の入札手続き及び契約手続きを行うものとする。

※ なお、各構成員（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）の場合はその組合員を含む。）は、本件入札において、同時に2以上の共同企業体の構成員（組合の場合はその組合員を含む。）になることができない。

※ 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている共同企業体の他の構成員になることができない。

エ 単体企業として入札参加申請を行っている者は、共同企業体の構成員になることはできない。

オ 代表構成員の出資比率は、構成員の出資比率のうち最大のものでなければならない。

カ 構成員の出資比率のうち、最小の出資比率は、構成員数に応じ次のいずれかに該当しなければならない。

(ア) 構成員数が2者の場合は、当該共同企業体の総出資額の30パーセント以上

(イ) 構成員数が3者の場合は、当該共同企業体の総出資額の20パーセント以上

(ウ) 構成員数が4者の場合は、当該共同企業体の総出資額の15パーセント以上

(エ) 構成員数が5者の場合は、当該共同企業体の総出資額の10パーセント以上

キ 構成員のうち、実施設計業務若しくは工事監理業務に従事する者は、建築士法第23条第1項に定める建築士事務所の登録を受けているもので、平成30・31年度千葉県測量・コンサルタント入札参加資格者名簿において、建築関係建設コンサルタントに登録されているものとする。

ク 構成員のいずれかが、一級建築士の実務経験を13年以上有する技術者を設計主任技術者として配置できる者

※ なお、設計主任技術者は常時3か月以上の雇用関係にあること。

ケ 構成員のいずれかが、一級建築士の実務経験を13年以上有する技術者を工事監理主任技術者として配置できる者

※ なお、工事監理主任技術者は常時3か月以上の雇用関係にあること。

コ 各構成員の最大履行実績の累計として、過去15年間に完成し引渡しの済んだ、免震構造かつ延床面積49,000㎡以上の庁舎又は事務所の実実施設計業務委託を元

請けとして履行した実績を有するものとする。

- サ 各構成員の最大施工実績の累計として、過去15年間に工事が完成し引渡しの済んだ、免震構造かつ延床面積49,000㎡以上の庁舎又は事務所の新築工事を元請けとして施工した実績を有するものとする。

(4) 共同企業体の代表構成員に関する事項

- ア 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、有効期限内で最新の総合評定値（P）が、建築一式1,200点以上の者
- イ 統括代理人を本工事に配置できる者
 - ※ なお、統括代理人は常時3か月以上の雇用関係にあること。
- ウ 現場代理人を本工事に常駐で配置できる者
 - ※ なお、現場代理人は常時3か月以上の雇用関係にあること。
- エ 監理技術者を本工事に専任で配置できる者
 - ※ なお、監理技術者は常時3か月以上の雇用関係にあること。
- オ 過去15年間に完成し引渡しの済んだ、免震構造かつ延床面積25,000㎡以上の庁舎又は事務所の実施設計業務委託を元請けとして履行した実績を有する者
- カ 過去15年間に工事が完成し引渡しの済んだ、免震構造かつ延床面積25,000㎡以上の庁舎又は事務所の新築工事を元請けとして施工した実績を有する者

(5) 共同企業体の第2構成員に関する事項

- ア 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、有効期限内で最新の総合評定値（P）が、建築一式1,100点以上の者
- イ 工事主任技術者（国家資格を有する者に限る）を本工事に専任で配置できる者
 - ※ なお、工事主任技術者は常時3か月以上の雇用関係にあること。
- ウ 過去15年間に工事が完成し引渡しの済んだ、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築、改築又は耐震補強工事を元請けとして施工した実績を有する者

(6) 共同企業体のその他の構成員に関する事項

- ア 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、有効期限内で最新の総合評定値（P）が、建築一式900点以上の者
- イ 工事主任技術者（国家資格を有する者に限る）を本工事に専任で配置できる者
 - ※ なお、工事主任技術者は常時3か月以上の雇用関係にあること。
- ウ 過去15年間に工事が完成し引渡しの済んだ、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築、改築又は耐震補強工事を元請けとして施工した実績を有する者

2 参加資格の確認

参加資格確認基準日は参加申請期限の日（平成30年10月1日（月））とする。

3 予定価格等

本工事の予定価格は、次のとおりとする。

予定価格 27,713,880,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

低入札調査基準価格 設定する

なお、低入札価格調査対象者を落札者として決定し、契約を締結する場合は、千葉市建設工事低入札価格取扱要領第10条に定める要件のもとに契約を締結するものとする。

4 代金の支払条件

代金の支払条件は、別紙1に定めるところによる。

第4 落札者の決定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方式

工期、機能、安全性等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、最も評価の高い者を落札者として決定する方法（総合評価落札方式一般競争入札方式）を採用し、地方自治法施行令第167条の10の2に基づき実施する。なお、本工事はWTO政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される。

千葉市契約規則（昭和40年3月1日千葉市規則第3号）第10条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、上記の方法をもって落札者を決定する。ただし、落札価格が著しく低価格の場合は、千葉市一般競争入札実施要領第10条の規定により調査を行う場合がある。

落札者決定に当たっての基準等は、「別添資料3：千葉市新庁舎整備工事落札者決定基準」による。

なお、本工事は平成29年度千葉市総合評価落札方式ガイドライン等の適用対象外である。

(2) 技術提案書の審査

入札参加者から提出された技術提案書は、市が設置した検討委員会において審査を行う。

検討委員会は、以下の委員により構成されるものとする。なお、検討委員会は非公開とする。

千葉市本庁舎整備検討委員会 委員

柳澤 要	千葉大学大学院 工学研究院 教授
浦江 真人	東洋大学 理工学部建築学科 教授
高原 功	独立行政法人都市再生機構 技術・コスト管理部長
林 立也	千葉大学大学院 工学研究院 准教授
藤本 利昭	日本大学 生産工学部建築工学科 教授
山本 英史	国土交通省 関東地方整備局 東京第二営繕事務所長

本工事の落札者決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、検討委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 落札者の決定

市は、落札者決定基準に基づく事業者選定の手続きを踏まえ評価を実施し、落札者を決定する。

落札者の決定方法については下記のとおりとする。

ア 開札後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札参加者のうち、前記(1)に従い、定められた評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

イ 本工事は、千葉市建設工事低入札価格取扱要領（平成8年1月1日施行）に基づく、低入札価格調査対象工事とする。ただし、調査基準価格については、同要領第3条第2項に基づき定めるものとする。

前項にかかわらず、評価値の最も高い者が調査基準価格を下回っている場合は、調査基準価格を下回りかつ価格失格基準に該当していない全ての者（以下「低入札価格調査対象者」という。）に対して、評価値の高い順に、低入札価格調査を行い、落札者を決定する。

なお、低入札価格調査を行うべき者のうち、同評価値のものが2者以上あるときは、くじにより低入札価格調査の順位を決定する。

また、低入札価格調査の結果、対象者の全てが落札者とならなかった場合は、それらの者を除いて、評価値の最も高い者を落札者と決定する。このため、手続きの詳細は、千葉市建設工事低入札価格取扱要領を参照すること。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、入札情報サービスにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

なお、本件入札の経緯に係る資料（審査講評）について、契約締結後に公表する予定である。

また、落札者を含む入札参加者が提出した技術提案書を公表する場合があるため、入札参加者はあらかじめこれについて了承の上、技術提案書を提出すること。

(5) 苦情申立て

入札参加資格の有無の確認その他の手続きに関し、政府調達に関する苦情処理の手続（平成8年1月1日適用）により、千葉市入札適正化・苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）に対して苦情を申し立てることができる。

2 契約手続等

(1) 契約の締結

市は、落札者と、「別添資料6：千葉市新庁舎整備工事契約書（案）」に基づき仮契約を締結する。なお、落札者との契約に際し、「別添資料6：千葉市新庁舎整備工事契約書（案）」の内容変更は行わない。仮契約は、市議会の議決等を得ることにより本契約となる。

(2) 契約を締結しない場合

契約の締結の承認に係る議会の議決が得られなかった場合には、市は落札者と契約を締結しない。この場合において、市は落札者に対して一切の費用を負担しないものとする。

また、この調達に関し、苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合には、調達手続の停止等がありうる。また、契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(3) 契約保証金

必要である。ただし、千葉市契約規則第29条第1号又は第2号に該当する場合は、免除とする。また、契約保証金に代わる担保については、千葉市契約規則第28条の2による。

(4) 受注者の責務

受注者が入札時に提示した技術提案は、すべて契約内容となる。技術提案が履行できなかった場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責である場合には、別紙3で定める措置を講じる。

第5 入札の手続等

1 入札の手続

(1) 入札説明書等の公表

平成30年8月20日（月）に入札説明書等を、市のホームページへの掲載により公表する。（下記アドレス）

<http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shinchosha/shinchosha-nyuusatukokoku.html>

入札説明書等のうち、市のホームページに掲載していない資料については、当該資料のデータを記録したCDを貸与するので、別紙4の「誓約書」に必要事項を記載の上、下記（18）の契約事務担当課へ提出し、貸与を受けること。

(2) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（様式集における様式第1号）に必要事項を記入のうえ、E-mailにより下記（18）の契約事務担当課（質問回答専用のE-mailアドレス宛）に提出すること。電話やFAX、口頭による質問は受け付けない。

E-mailを送付した後は、必ず下記（18）の契約事務担当課へ電話し、受信確認を行うこと。

イ 受付期間

平成30年8月20日（月）から8月31日（金）午後5時まで

(3) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する質問への回答は平成30年9月14日（金）より、市のホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

なお、市は、公表日以前に回答の一部を公表する場合もある。適宜、市のホームページにおいて確認すること。

(4) 参加資格等確認申請書類の提出

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、下記（18）の契約事務担当課へ、ちば電子調達システムによる電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出資料を添付し、入札参加申請を行わなければならない。

ただし、紙入札を希望する場合は、下記（18）の契約事務担当課へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、上記に加え、紙入札方式参加申請書（様式集における様式第2号）及び一般競争入札参加資格確認申請書（紙申請用）（様式集における様式第3号）を、郵送又は持参により提出すること。なお、提出資料の返却はしない。

ア 提出書類

様式集に示すとおりとする。

イ 受付場所

下記(18)の契約事務担当課に同じ。

ウ 受付期間

平成30年8月20日（月）の午前9時から10月1日（月）の午後5時まで

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、参加資格確認申請を行った入札参加希望者の代表企業（入札参加希望者が単体企業の場合は当該単体企業を、共同企業体の場合は代表構成員をいう。以下同じ。）に対して、平成30年10月9日（火）の午前9時から正午までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書（千葉市一般競争入札実施要領様式第4-1号）をもって、ファクシミリにより通知する。

なお、一般競争入札参加資格確認結果通知書には、当該入札参加希望者の「提案者番号」を記載するので、以降の入札手続きにおいては、当該番号を用いること。

(6) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格確認結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、市に対して参加資格がないと認めた理由については、次のとおり、書面（様式自由。ただし代表者印を要する。共同企業体の場合には代表構成員の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。郵送、FAX、E-mailによるものは受け付けない。

市は、説明を求められたときは、説明を求めた代表企業の代表者に対して、請求の日から3日（市の休日を含まない。）以内に回答するものとする。

ア 提出期限

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った日から3日以内とする（午前9時から午後5時まで）。

イ 提出方法

説明要求の書面（様式自由）を持参すること。郵送、FAX、E-mailは不可とする。

ウ 提出場所

下記(18)の契約事務担当課に同じ。

エ 回答

説明を求めた者に対し、請求の日から3日以内に書面により回答する。

(7) 参加資格確認基準日以降の取扱い

参加資格確認の結果、参加資格があると認められた者が、本件入札の開札日までに参加資格を満たさない状態となった場合には、本件入札の参加資格を失う。

(8) VE提案書の提出方法

ア VE提案等に関する資料の作成方法

VE提案に関する提出書類（様式集における様式第13号～様式第13-3号）により作成すること。

イ VE提案書の提出期間

平成30年10月10日（水）の午前9時から平成30年10月12日（金）の午後5時まで

ウ VE提案書の提出方法

下記（19）の工事担当課へ郵送又は持参により提出すること。提出部数は、正本1部、副本25部とする。詳細は、様式集の記載に従うこと。

エ VE提案書の採否の通知

VE提案書におけるVE提案の採否の通知は、入札参加希望者の代表企業に対して、平成30年11月6日（火）の午前9時から正午までに、VE提案提出届（様式集における様式第13号）に記載のメールアドレス宛に行う。

上記の期限を経過後も連絡がない場合には、下記（19）の工事担当課へ問合せを行うこと。

オ VE提案辞退願の提出

採択されたVE提案を辞退する場合には、VE提案要領に基づいてVE提案辞退願（様式集における様式第13号-4）を作成し、平成30年11月8日（木）の午後5時までに、下記（19）の工事担当課へ郵送又は持参により提出すること。

カ VE提案辞退願への回答

市は、提出されたVE提案辞退願に対して、平成30年11月13日（火）までに、辞退の可否を回答する。

(9) 技術提案書の提出方法

ア 技術提案書の作成方法

技術提案書に関する提出書類（様式集における様式第18号～様式第18号-13）により作成すること。

イ 技術提案書の提出

平成30年11月19日（月）の午前9時から平成30年11月26日（月）の午後5時までに、下記（19）の工事担当課へ郵送又は持参により提出すること。提出部数は、正本1部、副本25部とする。詳細は、様式集の記載に従うこと。

(10) 入札

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、様式集に示す入札時提出書類に積算内訳書を添付し、下記（18）の契約事務担当課へ電子入札により提出すること。FAXまたはE-mailによるものは受け付けない。なお、提出は代表企業が行うこと。

ア 入札期間

平成30年11月19日（月）の午前9時から平成30年11月26日（月）の午後5時まで（電子入札システムの運用時間内に限る）。

イ 入札方法

積算内訳書（様式集における様式第16号）を添付し、下記（18）の契約事務担当課へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札書（様式集における様式第15号）、積算内訳書を、商号又は名称及び工事名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により、入札書類提出期限までに提出すること。

(11) 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札書類提出期限までに、入札辞退届を下記（18）の契約事務担当課へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札辞退届（様式集における様式第12号）を、商号又は名称及び工事名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により、入札書類提出期限までに提出すること。

(12) 技術提案書の内容の確認

技術提案書審査に当たって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に当該内容の確認を行う場合がある。確認事項については、書面により入札参加者の代表企業宛に送付する。

(13) ヒアリングの実施

技術提案書の内容を確認するために、入札参加者に対してヒアリングを実施する。ヒアリングの日時については平成30年12月下旬頃を予定しているが、詳細については技術提案書提出の後に通知する。

(14) 開札

入札書の開札は次のとおり行う。

ア 開札日時

平成31年1月8日（火）午前9時15分以降に、公告の番号順に行う。

イ 開札場所

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所本庁舎 千葉市役所5階契約課工事入札室

(15) 低入札価格調査

「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」に基づき低入札価格調査の対象となる者は、市の指示に基づき必要な書類を市が指定する期日までに提出すること。

(16) 落札者の公表

落札者の決定結果は、「ちば電子調達システム」により入札参加者に通知する。結果の概要は、入札情報サービスにより公表し、審査講評については後日工事担当課がホームページ等で公表する。

落札者の公表は平成31年1月下旬に行う。

(17) 業務の履行

契約を締結した落札者は、本工事の契約書に従い、業務を履行すること。

また、消費税の取扱いについては、消費税法が別途規定する経過措置（特例）に従うこと。

なお、提案の不履行時の違約金等については、別紙3を参照のこと。

(18) 事業者選定にかかる事務局のうち、契約事務担当課は、次のとおりとする。

千葉市財政局資産経営部契約課

住 所 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

電 話 043-245-5088

F A X 043-245-5536

E-mail keiyaku-qa@city.chiba.lg.jp(質問回答専用)

keiyaku.FIA@city.chiba.lg.jp(その他の事項)

- (19) 事業者選定にかかる事務局のうち、工事担当課は、次のとおりとする。

千葉県財政局資産経営部新庁舎整備課

住 所 〒260-8722

千葉県中央区千葉港1番1号

電 話 043-245-5044

F A X 043-245-5577

E-mail shinchosha.FIA@city.chiba.lg.jp

2 入札参加に関する留意事項

- (1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、千葉県契約規則や千葉県一般競争入札実施要綱、千葉県一般競争入札実施要領、電子入札約款、電子入札の心得、千葉県電子入札運用基準、その他関係法令を遵守すること。

- (2) 入札書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札書及び入札書類の差し換え及び再提出をすることができない。

- (3) 入札の延期等

市は、不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

- (4) 入札の無効又は失格

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

ウ 千葉県入札の心得第3項において無効と定める入札は、無効とする。

エ 入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、検討委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

- (5) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

- (6) 使用言語、単位及び通貨

この入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に

限る。

(7) 入札書類の取り扱い

ア 著作権

入札書類の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他市が必要と認める時には、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提出書類については、事業者の選定以外には使用しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 入札書類の使用等

提出された入札書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市はこれを無償で使用することができるものとする。

なお、提出された入札書類は返却しない。

エ 技術提案の使用等

技術提案の内容が一般的に使用されている内容であると市が文書その他のもので合理的に判断できる場合は、当該技術提案を提案した入札参加者が落札したか否かにかかわらず、市は無償で当該提案を使用するものとする。ただし、特許権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

(8) 市の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む）は、市が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札保証金

千葉市契約規則第8条第3号の規定により免除（ただし、千葉市契約規則第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(10) 契約に関する規則等の閲覧

契約に関する規則等は、千葉市財政局資産経営部契約課ホームページにおいて閲覧することができる。

<https://city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/keiyakukakiteisyu.html>

<規定・条例>

- ・ 千葉市契約規則

<要綱・要領等>

2 入札方式関係

- ・ 千葉市一般競争入札実施要綱
- ・ 千葉市一般競争入札実施要領

7 入札事務関係

- ・ 入札約款
- ・ 入札の心得
- ・ 電子入札約款
- ・ 千葉市電子入札運用基準
- ・ 電子入札の心得

第6 提出書類

参加資格確認申請時、入札辞退時、入札時の提出書類及び作成要領に係る詳細については、様式集に示す。

第7 その他

- (1) 前記「第3 1. (1) ウ」、「第3 1. (2) ア」、「第3 1. (3) キ」に該当しない者が、競争入札に参加するためには、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」のホームページにアクセスし、入札参加資格申請システムにより資格審査の申請手続きを速やかに行い、平成30年10月1日（月）までに前記「第5 1 (18)」の契約事務担当課において当該入札参加資格の認定を受け、かつ、入札参加確認の申請をしなければならない。
- (2) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (3) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。
- (4) 本入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては市のホームページで公表する。適宜、市のホームページにおいて確認すること。（下記アドレス）

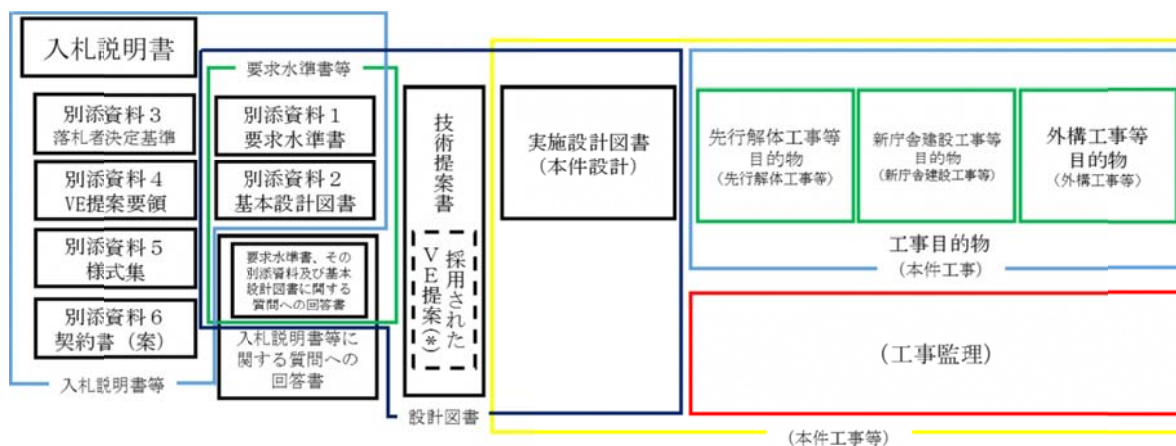
<http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shinchosha/shinchosha-nyuusatukoukoku.html>

別紙 1 用語の定義

本工事の入札説明書等で使用する用語の定義は下記の通りとする。

用語	定義
入札説明書	平成30年8月20日に公表された、「千葉市新庁舎整備工事 入札説明書」(本書)をいう。【契約書 第1条第2項第2号】
入札説明書等	入札説明書及びその別添資料をいう。【契約書 第1条第2項第3号】
入札説明書等に関する質問への回答書	入札説明書等に関する質問への回答書をいう。【契約書 第1条第2項第4号】
要求水準書等	本件入札において発注者が公表した要求水準書、基本設計図書及び入札説明書等に関する質問への回答書(当該回答書のうち、要求水準書及び基本設計図書に関するものに限る)をいう。【契約書 第1条第2項第5号】
技術提案書	本工事の入札説明書等に従い受注者が作成し発注者に提出した技術提案書をいう。【契約書 第1条第2項第6号】
本件設計	要求水準書等に定める設計に関する業務(この契約に基づく変更等に必要となる一切の作業を含む。)をいう。【契約書 第1条第2項第7号】
実施設計図書	本件設計に関する書類並びに図面その他の設計に関する図書で、要求水準書等に定めるものをいう。【契約書 第1条第2項第8号】
設計図書	要求水準書等、技術提案書及び実施設計図書をいう。【契約書 第1条第2項第9号】
本件工事	要求水準書等に定める施工に関する業務(解体、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。)をいう。【契約書 第1条第2項第10号】
工事監理	要求水準書等に定める工事監理に関する業務(その者の責任において、本件工事を実施設計図書と照合し、それが実施設計図書のとおりを実施されているかないかを確認する業務を含む。)をいう。【契約書 第1条第2項第11号】
本件工事等	本件設計、本件工事、工事監理のそれぞれ、若しくはその全てをいう。【契約書 第1条第2項第12号】
先行解体工事等	要求水準書等に定める、先行解体を行うために必要な一切の業務をいう。【契約書 第1条第2項第13号】
新庁舎建設工事等	要求水準書等に定める、新庁舎を施工するために必要な一切の業務をいう。【契約書 第1条第2項第14号】
外構工事等	要求水準書に定める既存本庁舎及び議事堂棟等を解体し、外構を整備するために必要な一切の業務をいう。【契約書 第1条第2項第15号】
工事目的物	この契約の目的物たる構造物をいう。工事目的物は、先行解体工事等に伴う「先行解体工事等目的物」、新庁舎建設工事等に伴う「新庁舎建設工事等目的物」、外構工事等に伴う「外構工事等目的物」からなる。【契約書 第1条第2項第16号】

用語の定義の関係図



(注1) 上図のうち、()内に記載されているものは、当該文書や成果物の作成等にかかる業務の名称である。

(注2) 上図で、点線囲みとなっている「採用された VE 提案」は、「第5 1. (8) エ」において採用の通知のあった VE 提案のうち、その後「第5 1. (8) オ」及び「第5 1. (8) カ」の手続きにより辞退したものを除く。

別紙2 代金の支払条件

代金の支払は、「別添資料6：千葉市新庁舎整備工事契約書（案）」に定める方法により支払うものとする。ただし、以下の条件を前提とする。

1 前払金

前払金 有

2 中間前払金

中間前払金 有（ただし、中間前払金を選択した場合に限る。）

3 部分払

8回（ただし、部分払を選択した場合に限る。）

平成30年度 0回、平成31年度 0回、平成32年度 1回、平成33年度 2回、
平成34年度 2回、平成35年度 1回、平成36年度 1回、平成37年度 1回

4 各年度の支払限度額

各会計年度における支払限度額は、当該年度の予算額もしくは当該年度の出来高の9/10のうち、いずれか少ない額とする。

現時点では、各年度の支払限度額の比率を下表の通り想定しているが、入札参加者の提案、予算の都合その他必要があるときは変更することがある。

支払時期	支払限度額の比率
平成30年度	0.00%
平成31年度	0.52%
平成32年度	10.58%
平成33年度	20.60%
平成34年度	61.06%
平成35年度	1.07%
平成36年度	2.68%
平成37年度	3.49%

別紙3 提案の不履行時の違約金等

1 提案不履行時の考え方

受注者が入札時に提示した提案は、すべて契約内容となるため、発注者は落札者の提案内容について確認し、提案が履行できなかった場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、提案の不履行が受注者の責である場合は、工事成績評定の減、違約金の支払い、指名停止措置等のペナルティの措置を講じる。

2 工事成績評定の減

未実施の技術提案等がある場合、当該項目が含まれる評価項目（①実施方針、②工期短縮、③施設性能、④耐震性能、⑤維持管理・環境・エネルギー性能、⑥品質管理、⑦仮設計画、施工計画、施工中の周辺環境対策、⑧地域経済への貢献、⑨統括代理人の実績、⑩設計主任技術者の実績、⑪管理技術者の実績、⑫法人の実績・経営状況）ごとに、5点を減じる。

3 違約金の支払い

(1) 提案不履行時の違約金の位置付け

提案不履行時の違約金は、受注者が提案した事項を実現できない事態が発生した際に、落札時の総合評価値を維持するために契約金額を調整するための措置である。

このため、提案不履行時の違約金は、提案の不履行に伴って市が受けた損害の賠償とは異なるものであり、提案の不履行により市が損害を受けた場合には、提案不履行時の違約金の額にかかわらず損害賠償請求を行うことができる。

なお、提案を実現できなかった場合でも、技術評価点が変わらず落札時の総合評価値に変動がない場合には、提案不履行時の違約金は発生しない。ただし、この場合でも、市に損害が生じている場合には、市は受注者に対して損害賠償請求を行うことができる。

(2) 提案不履行時の違約金の算出方法

提案不履行時の違約金は、当該提案の不履行による技術評価の見直しを行い、見直し後の評価に基づき技術評価点数の再計算を行い、落札時との点差に対応した違約金の支払を受注者に求めることとする。

ただし、受発注者間で協議の上、当該提案と同等と認められる方法等で本工事を実施することを発注者が認めた場合には、違約金を減額又は免除する場合がある。

＜違約金の計算方法＞

$$\text{違約金} = A - (B + C2) / (B + C1) \times A$$

A：当初の契約金額

B：標準点（100）

C1：入札時の提案内容に基づく加算点

C2：提案内容を実施できなかった場合の加算点

4 提案の虚偽等によるペナルティ

虚偽による提案の提示等、入札参加者に明らかに悪質な行為があった場合は、千葉市の規定に基づき、当該入札参加者に対し指名停止措置等を行うものとする。

別紙4 誓約書

誓 約 書

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

_____建設共同企業体 (単体企業の場合には、削除すること)
代表企業
所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 印

工 事 名 称 千葉市新庁舎整備工事

当社は、上記工事に係る要求水準書別紙7「地質調査報告書」、別紙8「周辺インフラ状況」、別紙9「解体工事資料」、別紙10「土壌履歴調査結果報告書(抜粋)」、別紙14「アスベスト調査報告書(抜粋)」及び千葉市新庁舎整備工事基本設計図書の電子媒体(CD-R)の貸与を受けるに当たり、下記事項を厳守することを誓約します。

貸与品 CD-R 1枚

記

- 1 貸与品は、貸与期間中は自己の責任で管理する。
- 2 貸与品は、その目的以外に使用しない。
- 3 貸与品は、平成30年10月1日までに返却する。
- 4 自己の故意または過失により、貴市や貸与品に損害を与えた場合は一切の責任を負う。